

令和8年度

## 潜在保育士の保育所等就職のための就職準備金貸付のご案内

保育士の資格を持ちながら保育士として働いていない方（潜在保育士）の鹿児島県内の保育所等への就職支援を図るため、就職に必要な費用を無利子で貸し付けます。

この貸付金は、鹿児島県内の保育所等において、保育業務等に引き続き2年間従事した場合に、全額が返還免除されます。



### 1 応募資格

次の（１）から（４）までの全てを満たす方

- （１）次の施設又は事業を離職した方又は勤務経験のない方
  - ① 児童福祉法に定める保育所及び幼保連携型認定こども園
  - ② 児童福祉法に定める「家庭的保育事業」「小規模保育事業」「事業所内保育事業」
  - ③ 学校教育法に定める幼稚園
- （２）県内の保育所等（未就学児保育料の一部貸付「1の（1）」）に保育士として新たに勤務（復職を含む）する方
- （３）県内の保育所等で保育士として週20時間以上勤務する方
- （４）保育士修学資金の「就職支度金」の貸付を受けていない方

### 2 貸付の条件等

- （１）貸付額 400,000円以内（ただし5（5）の「貸付対象となる費用」に限る。）
- （２）貸付利子 無利子（返還期間を過ぎた場合は、年3%の延滞利子）
- （３）貸付回数 同一人に1回限り
- （４）貸付時期 保育所等への就職時
- （５）送金方法 貸付額を一括して借受人が指定する金融機関の口座に振り込む

### 3 貸付金の返還免除

県内の保育所等において、保育業務等に引き続き2年間従事した場合は全額免除、1年以上従事した場合は一部免除されます。

### 4 貸付金の返還及び方法等

- （１）返還が必要な場合  
県内の保育所等において、保育業務等に引き続き2年間従事しなかった場合  
（ただし、災害、疾病、負傷、育児休業その他やむを得ない事由により保育業務等に従事できない場合は、免除対象期間には算入できませんが、保育業務等に従事しているものとみなします。）
- （２）返還期間 15か月以内
- （３）返還方法 一括又は月賦で返還（指定の口座に振り込む）

## 5 申請の書類

- (1) 貸付申請書
- (2) 世帯全員及び連帯保証人の住民票（本籍地を記載したもの）
- (3) 世帯員のうち収入のある者及び連帯保証人の所得証明書及び課税証明書
- (4) 保育士証の写し
- (5) 就職準備金利用計画書

### 《貸付対象となる費用（例）》

- 保育所等への就職による転居費用、借りに伴う敷金、礼金及び仲介手数料
- 勤務復帰に当たり受講した講習、研修の受講料
- 通勤用の自転車又はバイク、保育所等で使用する被服等の購入費
- 子どもの預け先を探す際の活動費及び預け先を利用する際に要する費用 など

- (6) 雇用（内定）に関する証明書
- (7) 個人情報取扱同意書
- (8) 保育所等での勤務経験のある方は、直近の保育所等での業務従事期間証明書

## 6 連帯保証人

保証能力があり、生計を別にする連帯保証人が1人必要

## 7 申請手続き及び定員

- (1) 提出先 社会福祉法人 鹿児島県社会福祉協議会
- (2) 定員 10人（応募多数の場合は、世帯の所得状況により決定します）

## 8 問い合わせ

- (1) 申請手続きや提出書類については、鹿児島県社会福祉協議会のホームページの「相談したい」の「保育士修学資金貸付等事業」に掲載していますので、ダウンロードしてご利用ください。
- (2) 郵送で提出書類等を希望される場合は、表面左側に「保育士貸付事業資料請求」と朱書きした封筒に、「自分の住所、氏名を記入し140円切手を貼った返信用封筒（A4サイズ）を同封」し、下記へ請求してください。

### 問い合わせ先

社会福祉法人 鹿児島県社会福祉協議会 生活支援部  
〒890-8517 鹿児島市鴨池新町1-7（県社会福祉センター内）  
TEL：099-214-3701 FAX：099-214-3812